

令和7年3月18日	
担当課	職員課
所属長	西川欣伸
電話	06-4950-5660

職場内秩序びん乱行為を行った職員に対する懲戒処分について

1 被処分者及び処分内容

教育委員会事務局 一般職（40歳代・男性）

減給（平均賃金の1日分の半額）（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

2 処分年月日

令和7年3月18日（火）

3 処分の概要

被処分者は、令和6年11月、同僚職員の処遇に係る虚偽の内容を記載したメモを職場内に置いたり公務時間外に同僚職員宅に不適切な内容の電話を掛けたりし、さらに、同年12月に数日にわたり複数回、同僚の携帯電話に嫌がらせ目的で非通知の電話を掛け、同僚職員を不安がらせ、職場内の秩序を著しく乱した。

こうした行為は、本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるため、地方公務員法の規定に基づく懲戒処分を行った。

以上